

文書通信交通滞在費に関する制度見直しを求める意見書

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対し、文書通信交通滞在費（以下、「文通費」という。）が、11月1日に当選確定した議員も含め、投開票日である10月31日を基準日として、10月分の満額100万円が支給されたということを発端に、文通費の使途について、社会通念上、理解に苦しむ「議員特権」ではないかとの声が国民から多く上がっている。

文通費については、国会法第38条の規定により「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」、全ての国会議員に毎月100万円が支給されているが、法律上、当該手当については、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がなく、その原資は国民が納めた税金から支出されているにもかかわらず、その使途が不明瞭かつ特権的であり、与野党間で日割り支給の改正のみに留めようとしていることも含め、国民からの大きな政治不信を生んでいる。

一方、大半の地方議会においては、政務活動費の趣旨に反する使用を禁じる制度を確立しており、明石市議会においては「明石市議会政務活動費の交付に関する条例」のみならず、「明石市議会政務活動費の交付に関する規則」及び「政務活動費検討会」において、交付方法や金額、また経費の範囲等を細かく定めており、趣旨に反する支出に関しては政務活動費を充当することができない。さらに支出に関する領収書や納品書等の添付が義務付けられており、収支報告についてはインターネットで公開し、その使途の透明性を高める制度となっている。

よって、文通費の使途の透明性と公正性を担保し、納税者から納得される国会議員の活動の在り方となるよう、所要の法改正等について、下記事項について、早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 文通費について、本議会の政務活動費と同様に、領収書（1円以上）及び活動内容がわかる書類を添付した収支報告書の提出を義務付ける規定を設けること。
- 2 収支報告書のインターネットによる公開を義務付ける規定を設けること。
- 3 文通費の支出が、支給額を下回り、残金が発生した場合は、返金することを義務付ける規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日

兵庫県明石市議会